明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（**総務**四〇）　一
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一六）　二
○海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四〇）　四
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一五七）　六
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**一一）　三〇
○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（**中央労働委**一）　三〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**三八三）　三一
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**三八四）　三二
○大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**一五）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、特定空家等の措置を行うべき旨の公告関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十日

総務大臣　松本　剛明

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～16　略］ 17　16の欄は、次によること。 (1)～(3)　略 (4)　施行規則附則第７項の規定により、当分の間、施行規則第３条第１項第５号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 ［(5)～(9)　略］ ［18～29　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式同左］ ［注１～16　同左］ 17　［同左］ (1)～(3)　同左 (4)　施行規則附則第７項の規定により、当分の間、同規則第３条第１項第５号中「水域」を「区域」として読み替えられて適用された携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、運用を予定している地表又は水面からの最高高度及び他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 ［(5)～(9)　同左］ ［18～29　同左］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。